

外国人観光旅客利便増進措置に関する検討会の設置について

1. 趣旨

2017年の訪日外国人旅行者数は、2,869万人に達するとともに、個人手配型旅行への急速なシフト等旅行形態が多様化する等、外国人観光旅客は量的・質的両面で大きく変化している。観光庁が実施したアンケート調査によれば、施設等のスタッフとのコミュニケーション、多言語表示の少なさ・分かりにくさ、無料公衆無線LAN環境等についての不満が挙がっており、単なる情報提供に留まらない多面的な受入環境整備の拡充が急務となっている。特に、公共交通事業者については、世界水準の交通サービスを実現するため、利用者の目線を第一とした更なるサービス向上方策について、自ら検討し速やかに実施に移すことが求められている。

上記の背景を踏まえ、先般、国際観光振興法の一部を改正し、公共交通事業者等に努力義務として課されていた多言語による情報提供促進措置を拡充し、無料Wi-Fi整備、洋式トイレ化を含めた外国人観光旅客利便増進措置を課すこととしたところであり、本年10月に予定している外国人観光旅客利便増進措置関係規定の施行に向けて、「外国人観光旅客利便増進措置に関する検討会」を設置する。

2. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員によって構成する。
- (2) より実務に則した検討を行うため、場合によっては委員のほかヒアリングのために別途外部有識者を招聘する。

3. 検討事項

公共交通事業者等が講ずべき外国人観光旅客利便増進措置の範囲及び具体的な内容について検討を行う。

4. 運営

- (1) 検討会には、座長を1名置く。
- (2) 座長は、検討会の議長として、議事の進行に当たる。
- (3) 資料は原則として公開する。ただし、特段の必要があると座長が認めた場合は会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
- (4) 本検討会の内容は非公開とする。

5. 庶務

本検討会の庶務は、観光庁外客受入担当参事官室において処理する。

6. その他

1. ～4. に定める事項のほか、本検討会の運営に必要な事項その他必要な事項は、座長が定める。